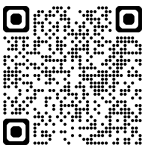


「児童生徒の送迎を自家用車ですることが 無いよう指導すること！」＝組合＝

絶対にならないことが前提である市町教委を指導する－ 所長補佐回答 －



発行所
三豊教育会館内
香教組三観支部
編集人情宣部



六月二三日、香教組三観支部（黒河晶子支部長）は、香教委西部教育事務所（石田啓昭所長）と、年度末人事異動による教職員の勤務条件改善と多忙化解消のための団体交渉を行いました。詳しくは次のとおりです。



交渉する三観支部組員



回答する松本大輔所長補佐

皆で多忙化を解消し、働きやすい職場づくりをすすめよう！

が「教育委員会における学校の働き方改革のための『見える化』調査」を公表した。その中で教諭の1ヶ月の平均時間外在校時間が小学校31時間、中学校40時間、高校33時間と改善したとしている。国の指針により時間外労働の上限は月45時間と定義されている。これを超える勤務は、教

組合 三観支部と西部教育事務所の関係や歴史の中で、年間4回の交渉や要求行動を行い、現場の声を届け、県教委の施策に反映してきた。（県独自での35人学級実現、年休の付与日変更、など）今年度もよろしくお願したい。

25年度の香川県公立小学校教員採用試験の競争率は、2.4倍で、受験者数の減少と採用数の増加傾向が続いており、過去5年間で最低を更新している。文科省

員の健康を害するリスクがある「長時間労働」の明確なシグナルとなるとしている。同調査で小学校22%、中学校39%、高校27%が月45時間を超え「長時間労働」となっている。西部教育事務所管内ではどうなっているのか？昨年「残業代」を支払う制度への転換は見送り、「教職調整額10%」「学級担任手当の上乗せ」「主務教諭の新設」などが議決された。先生方は夜遅く、また、自宅に帰っても、命を削りながら働いている。中途半端な改革ではなく、残業代を支払う制度や教職員定数の改善な

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について（抜粋）

- ① 労働時間を適正に把握し、労働時間を適切に管理する義務を有すること。
- ② 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。
- ③ 使用者は、実態調査、残業時間の上限設定等、改善を指示すること。

（重大悪質な企業には「司法処分」で対処する。） 二〇〇一年四月六日 厚生労働省通知

ど、抜本的な改革が望まれる。

「人事異動は最大の勤務条件」と考える。よりきめ細かい人事をお願いする。

《二〇二五年度末人事異動について》

本人の家庭の事情を考慮したきめ細かい人事をすること！

組合 私たちの人事異動の希望をできるかぎり実現すること。

所長補佐 本人の事情等も考慮した上で、市町（学校組合）教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、実施している。

地域間交流人事・校種間交流人事・僻地人事など、勤務

でも、本人の意志確認をしている。

組合 地域間交流人事を考えた場合、「主たる勤務地」（ホームグラウンド、座布団）の希望は、言ってくださいとのことだが、どのように希望や変更を伝えればよいのか。

所長補佐 調査票で本人の希望を聞くようにしている。事情が変われば、校長・市町教委を通じて西部事務所に言うてください。

講師経験者を全員教諭採用すること！

所長補佐 教員採用で、講師については特別選考など優遇している。13ヶ月講師をした場合は一次試験の一部免除など。

と！

組合 授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。管理主事は授業を見ないこと。

所長補佐 日程や内容等については、各学校が市町（学校組合）教育委員会の指導を受けて計画・立案している。

組合 公簿以外の書類（週案・教材研究ノート）の提出を求めないこと！

所長補佐 西部教育事務所は、公簿以外の書類の点検を行っている。

組合 提出している学校がある。働き方改革推進の面から、校長や市町教委に提出させないよう指導して欲しい。

組合 学校訪問の授業などの評価を、勤勉手当にリンクさせないこと。

所長補佐 勤勉手当に直結させるものではない。

教職員の健康を守るため、勤務時間（特に休憩時間を實質取れるように）を守り、多忙化を解消すること。当面、教員の空き時間を小学校一日一時間は確保すること。

組合 勤務時間が守られていない。教員は朝早く来て、夜遅くまで働いている。休憩時間がとりにくい。実質取れていないのは違法である。組合として3つの提案をする。（裏面参照）

所長補佐 休憩は一斉にはとりにくい。現場でいた時、意識していなかった。管理職には、新任研修で指導している。各市町、学校で判断して工夫している。

条件の大きく変わるすべての異動については、その基準を明らかにし、一ヶ月前に内示すること。

所長補佐 人事異動の基本方針や人事異動の基本的な考え方に基づき実施している。人事異動については、県教育委員会において議決後に公表している。

所長補佐 転居（泊）を伴う人事異動については一週間程度前までにお知らせをするようにしている。（新規採用者についても同様。）また、任命権者が変わる人事異動につい

《三〇人学級について》

三〇人学級を実現し児童・生徒の教育条件を改善すること

組合 22年度より、小中学校全学年での少人数学級編成が実現した。

所長補佐 県教委としては、22年度より、小学校・中学校全学年で35人学級を実施している。引き続き国に要望して教育課題に答えていきたい。

《学校訪問多忙化解消》

職場の多忙化を解消するため

に学校訪問を簡素化すること！

組合 授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。管理主事は授業を見ないこと。

所長補佐 日程や内容等については、各学校が市町（学校組合）教育委員会の指導を受けて計画・立案している。

組合 公簿以外の書類（週案・教材研究ノート）の提出を求めないこと！

所長補佐 西部教育事務所は、公簿以外の書類の点検を行っている。

組合 提出している学校がある。働き方改革推進の面から、校長や市町教委に提出させないよう指導して欲しい。

組合 学校訪問の授業などの評価を、勤勉手当にリンクさせないこと。

所長補佐 勤勉手当に直結させるものではない。

教職員の健康を守るため、勤務時間（特に休憩時間を實質取れるように）を守り、多忙化を解消すること。当面、教員の空き時間を小学校一日一時間は確保すること。

組合 勤務時間が守られていない。教員は朝早く来て、夜遅くまで働いている。休憩時間がとりにくい。実質取れていないのは違法である。組合として3つの提案をする。（裏面参照）

所長補佐 休憩は一斉にはとりにくい。現場でいた時、意識していなかった。管理職には、新任研修で指導している。各市町、学校で判断して工夫している。